

生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度について

特に生計が困難な方で、市への申請により認定を受けた方が、軽減を実施している社会福祉法人や介護保険サービス提供事業者で介護サービスを利用した場合に、利用者負担（1割負担）並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費が軽減されます。

【軽減内容】

対象サービスを利用した際の、介護サービス費の利用者負担（1割負担）並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る負担の25%が軽減されます。なお、生活保護受給者については、短期入所生活介護（介護予防含む）及び介護福祉施設サービスにおける個室の居住費（滞在費）のみが全額軽減されます。

※食費・居住費（滞在費）については、特定入所者（介護予防）サービス費（負担限度額認定）の支給を受けている場合のみ軽減されます。

※あらかじめ軽減する旨を申し出た事業者を利用した場合のみ利用者負担等の軽減がされます。申し出のない事業者を利用した場合は軽減の対象となりません。

【対象者】

住民税世帯非課税で、生計が困難である方及び生活保護受給者の方。なお、「生計が困難な方」とは、次の要件をすべて満たす方です。

- ・ 世帯の年間収入が単身世帯で150万円（1人増えるごとに50万円を加算した額）以下
- ・ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円（1人増えるごとに100万円を加算した額）以下
- ・ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ・ 負担能力のある親族等に扶養されていない
- ・ 介護保険料を滞納していない

【対象サービス】

○社会福祉法人による負担軽減の場合

訪問介護／通所介護／短期入所生活介護（介護予防を含む）／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護（介護予防を含む）／小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）／看護小規模多機能型居宅介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／介護福祉施設サービス／総合事業における訪問・通所サービス（国基準相当型のみ）

○介護保険サービス提供事業者による負担軽減の場合

訪問介護／通所介護／訪問入浴介護（介護予防を含む）／訪問看護（介護予防を含む）／訪問リハビリテーション（介護予防を含む）／通所リハビリテーション（介護予防を含む）／短期入所生活介護（介護予防を含む）／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／短期入所療養介護（介護予防を含む）／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護（介護予防を含む）／小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）／総合事業における訪問・通所サービス（国基準相当型のみ）

【申請に必要な書類】

- ・「生計困難者等に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」
- ・「収入及び預貯金等の申告書」
※世帯全員の預貯金通帳等のコピー（①銀行名・支店・口座番号・名義の分かる部分と、
②申請日の直近２カ月前までの残高が確認できる部分）を添付してください。
- ・「資産及び扶養の有無に関する申告書」

【提出窓口】

西東京市健康福祉部高齢者支援課（田無第二庁舎・保谷庁舎）

※各出張所ではお預かりできません

【問合せ先】

西東京市健康福祉部高齢者支援課介護調整係

〒188-8666 西東京市南町５－６－13

電話 042-420-2813（直通）